

足痕跡取扱要綱の制定について

平成29年12月13日
例規第35号県警察本部長
部・課（隊・所）長
警察学校長
警察署長

足痕跡取扱要綱

この要綱は、足跡取扱規則（昭和54年国家公安委員会規則第6号）及び足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第9号）に基づき、足跡及び足跡以外の痕跡の取扱いについて必要な事項を定めたものである。